

Client Alert

2014年2月号(Vol.2)

1. はじめに
2. 知的財産法：FRAND宣言された特許権の行使に関する知財高裁の意見募集手続について
3. 競争法／独禁法：米国司法省、事前届出が不要であった企業結合を事後に審査し、問題解消を求める
4. 環境・エネルギー：電力システム改革に関する状況② - 特定契約の申込みの応諾義務者
5. 労働法：労働者派遣制度改正、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して建議される
6. 会社法：会社法改正案と本年6月総会における留意点
7. 一般民事：産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度
8. M&A／税務：産業競争力強化法の特定事業再編計画、第1号案件が認定
9. ファイナンス・ディスクロージャー：「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等の公表
10. 中国・アジア：ミャンマー特別経済地域法の改正について

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、製造業に関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2014年2月号（第2号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：FRAND宣言された特許権の行使に関する知財高裁の意見募集手続について

知財高裁は2014年1月23日、スマートフォン関連特許を巡る訴訟を、通算で8件目の大合議事件（通常よりも多い5人の裁判官によって審理される事件）とすることを決定しました。またこれと同時に、わが国で初めて、訴訟上の争点に関して一般から意見を募集する手続が行われることとなりました。

同訴訟は、サムスンが「FRAND宣言」をした特許について、サムスンがアップルの日本法人に対し損害賠償請求権を有しないことの確認を求めて、アップル日本法人がサムスンを提訴したものです。FRAND宣言（又はRAND宣言）とは、技術標準に含まれるいわゆる必須標準特許（ESP, Essential Standard Patent）について、ESPの権利者が、保有するESPを公正、合理的かつ非差別的（(Fair,) Reasonable and Non-Discriminatory）

Client Alert

な条件で第三者に対して実施許諾を行う旨の宣言をいいます。技術標準を構成する ESP の権利者が自由に権利行使した場合、技術標準を円滑に実施できないことから、多くの標準化機関では、FRAND 宣言を ESP とするための条件としています。本件では、サムスは係争特許につき FRAND 宣言をしており、両者間でライセンス交渉が行われましたが、結局ライセンス契約は成立していませんでした。

第 1 審（東京地裁）では、サムスが、FRAND 条件でのライセンス契約締結に向けて誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反したとして、アップルが勝訴しました。サムスがこれに控訴したのが、本件控訴審です。主たる争点は、必須標準特許について FRAND 宣言がされた場合、同特許による差止請求権・損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか否かであり、この点について意見の募集が行われています。

民事訴訟法には、このような意見募集の手続が定められていません。そのため今般は、裁判所からの積極的な示唆に基づき、各当事者が意見を募集して、それを書証として提出する、という形で行われています。同手続が結果にどのような影響を与えるか、今後の審理が注目されます。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
弁護士 増田 雅史
☎ 03-6266-8742
✉ masafumi.masuda@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法：米国司法省、事前届出が不要であった企業結合を事後に審査し、問題解消を求める

2014 年 1 月 2 日、米国司法省は、2012 年 9 月に実行済みの企業結合（競合他社からの資産の譲受け）について行っていた調査の結果、譲受会社との間で、譲受対象資産を第三者に譲渡することで合意に至った旨を公表しました。対象となる資産の譲渡先候補も同時に明らかにされており、司法省は、新規参入者である当該譲渡先への譲渡が実行されることで競争が促進され、顧客の利益になる旨を述べています。

また、2014 年 1 月 8 日、カリフォルニア州北部地区連邦地裁は、2012 年 6 月に実行済みの企業結合（競合他社の買収）について、市場における競争を実質的に制限すると判断し、当事者に問題解消を求める意見を出しました。本件は、司法省が 2013 年 1 月、同裁判所に問題解消を求めて提訴していたものです。問題解消措置の内容については、司法省と買主である会社とが協議し、裁判所に提案することとされています。

上記 2 つの企業結合は、いずれも届出基準を満たしていなかったため事前届出が不要なものでしたが、実行をほどなくして把握した司法省により調査が行われ、その結果、競争を実質的に制限しているとして、問題解消が必要であると判断されたものです。2 件とも、企業結合の当事者は、特定の市場における有力な事業者同士であり、企業結合前は互いに激しく競争し合う関係にあったとされています。米国の競争当局（司法省・連邦取引委員会）が事前届出不要の企業結合について事後に訴訟で争うことになったケ

Client Alert

一スは、オバマ政権になってからだけでも 20 例を超えると報じられています。

日本企業が関係する M&A は、業界で有力な企業間のものであっても、米国の届出基準を満たさないため事前届出が不要であることも少なくありませんが、米国に顧客が所在する場合には、上記案件のように、企業結合の実行後に競争当局から規制される可能性もあるため、事前の慎重な検討が必要です。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 市川 雅士
☎ 03-6266-8737
✉ masashi.ichikawa@mhmjapan.com

4. 環境・エネルギー：電力システム改革に関する状況② - 特定契約の申込みの応諾義務者

経産省は、2014 年 1 月 20 日に開催された総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ（「制度改革 WG」）において、電力システム改革後の再エネ法上の特定契約の申込みに対する応諾義務について、小売電気事業者を義務者とする方針を表明しました。

現在、再エネ法において特定契約の申込みについては、電気を直接供給する事業者である一般電気事業者等に応諾義務が課せられているところ、電力システム改革において一般電気事業者は発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者に解体されるとともに小売市場が自由化されることになることから、当該応諾義務を送配電事業者と小売電気事業者のいずれに負わせるかについて議論が行われていました。経産省は、当初、自ら系統の電圧や周波数の調整力を持った送配電事業者に応諾義務を負わせる案を中心に、小売電気事業者にも応諾義務を課す方向での検討を行っていましたが、これまでの制度改革 WG における諸議論を踏まえ、電力使用者に対して電気を直接供給する事業者である小売電気事業者に、特定契約締結の応諾義務を負わせることで一本化する方針に転換しました。

再エネ法に基づく固定価格買取制度の安定的な運用のためには、発電事業者が確実に小売電気事業者に対して特定契約締結の応諾を求めることができる制度的手当てがなされることが不可欠であり、この点に関して制度改革 WG において今後どのような方向性が打ち出されるか引き続き注目する必要があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com
弁護士 高宮 雄介
☎ 03-6266-8744
✉ yusuke.takamiya@mhmjapan.com

Client Alert

5. 労働法：労働者派遣制度改正、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して建議される

2014年1月29日、労働政策審議会は、厚生労働大臣に対し、労働者派遣制度の改正について概ね以下の内容にて建議を行いました。厚生労働省はこの建議内容を踏まえ、平成26年通常国会への法案提出に向け法案要綱を作成する予定です。

【建議の主な内容】

(1) 登録型派遣・製造業務派遣

禁止しないことが適当であるが、雇用安定措置等を講じることが適当である。

(2) 特定労働者派遣事業

特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別を撤廃し、すべての労働者派遣事業を許可制とすることが適当である。

(3) 期間制限について

26業務という区分及び業務単位での期間制限は撤廃し、共通ルールを設けることとした上で、派遣労働者個人単位と派遣先単位の2つの期間制限を軸とする制度に見直すことが適当である。その際、期間制限が派遣労働者の雇用の機会やキャリア形成に悪影響を与えないよう、必要な措置を講ずることが適当である。

個人単位の期間制限は、原則として、同一の組織単位において3年を超えて継続して同一の派遣労働者を受け入れてはならないものとするのが適当である。

派遣先における期間制限は、原則として、同一の事業所において3年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないものとするのが適当である。派遣先が、事業所における派遣労働者の受入開始から3年を経過するときまでに、当該事業所における過半数労働組合等から意見を聴取した場合には、さらに3年間派遣労働者を受け入れることができるものとするのが適当である。その後3年経過したとき以降も同様である。

(4) その他

派遣労働者に対する均等待遇の推進、派遣労働者のキャリアアップ措置に関する派遣元事業主及び派遣先事業主の義務、平成24年改正法の見直しの検討等

労働者派遣制度の抜本的見直しを図るものであり、実務においても非常に大きなインパクトを与えることから、その行方に注視する必要があります。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com
弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

Client Alert

6. 会社法：会社法改正案と本年6月総会における留意点

現在開会されている通常国会において審議中の会社法改正法案においては、改正事項の一つとして、事業年度の末日において公開大会社である監査役会設置会社であり、かつ、株式について有価証券報告書の提出義務を負っている会社が、社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないこととすることが予定されています（327条の2）。

改正会社法は、公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされており（附則1条）、かつ、上記義務付けについては特段の経過措置が設けられていないことから、仮に、改正会社法が2015年4月に施行された場合において、上記要件に当てはまる3月決算の会社が2015年3月末時点で社外取締役を置いていない場合には、2015年6月総会において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければなりません。

したがって、上記要件に当てはまる3月決算の会社で社外取締役のいない会社においては、本年（2014年）6月総会において社外取締役を選任するか否かについて、慎重な検討が必要となることにご留意下さい。

弁護士 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmiapan.com
弁護士 河島 勇太
☎ 03-6266-8734
✉ yuta.kawashima@mhmiapan.com

7. 一般民事：産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度

2014年1月20日、産業競争力強化法が施行され、いわゆる「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設されました。

グレーゾーン解消制度とは、事業者が新規事業に取り組む際に、当該事業が法令の規制の適用対象かどうか不明確な場合、当該事業者が、事業所管大臣を経由して、規制所管大臣に対し、個別の事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を照会することができる制度です。事業者が安心して新事業活動を開始できるように後押しすることを目的としています。

また、企業実証特例制度とは、新規事業活動を実施するとき等にボトルネックとなる規制があるような場合において、新規事業活動を始めようとする事業者からの申し出に基づき、規制の特例措置を創設する制度です。事業者の技術力等に着目し、全国一律の規制改革を先導するとともに、産業競争力の強化と安全性等の確保・向上を同時に実現することを目的としています。

グレーゾーン解消制度に基づく事前照会の結果、規制の適用があると回答された場合

Client Alert

には、事業者は、企業実証特例制度を利用し、「新事業活動計画」を策定するとともに、要望する規制の特例措置や規制が求める安全性等を確保する措置を記載した「新たな規制の特例措置の整備に係る要望書」を提出して、規制の特例措置を求めることができます。事業所管省庁と規制所管省庁との協議を経て、規制の特例措置が創設されることとなった場合には、次に、事業者は、新事業活動計画の認定申請を行い、認定が得られれば、規制の緩和を受けて、新事業活動計画に沿って事業を実施することができます。今後、両制度が積極的に活用され、産業競争力が強化されることが期待されます。

弁護士 吉羽 真一郎
☎ 03-6266-8506
✉ shinichiro.yoshiba@mhmjapan.com
弁護士 浅井 大輔
☎ 03-6266-8752
✉ daisuke.asai@mhmjapan.com

8. M&A／税務：産業競争力強化法の特定事業再編計画、第1号案件が認定

(1) 第1号案件の概要

安倍政権による民間投資活性化措置の目玉の1つである「産業競争力強化法」が2014年1月20日に施行されたのは記憶に新しいところですが、そのわずか10日後に、同法に基づく特定事業再編計画の第1号案件が認定されました。

経済産業省は2014年1月30日、三菱重工業株式会社と株式会社日立製作所による火力発電システム等の事業統合（「本事業統合」）について、両社の提出した特定事業再編計画を認定しました。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/01/20140130003/20140130003.html>

公表資料によれば、本事業統合は、両社の火力発電関連部門を、吸収分割によって三菱重工業株式会社が設立した事業統合のための準備会社（統合会社）に承継させるというものです。

報道によれば、かかる認定によって両社は統合会社への出資金額につき数百億円規模の法人税繰延べを受けることができるとのことです（そのほか、統合会社の資本金の増加及び不動産登記に係る登録免許税の軽減措置も適用されます。）。

(2) M&A実務における活用

産業競争力強化法における特定事業再編計画の認定に係る税制措置が適用されうる場面は、上記の1号案件のような場面に限られず、いわゆる企業買収に近い形態等、様々な事業再編への活用が考えられます。

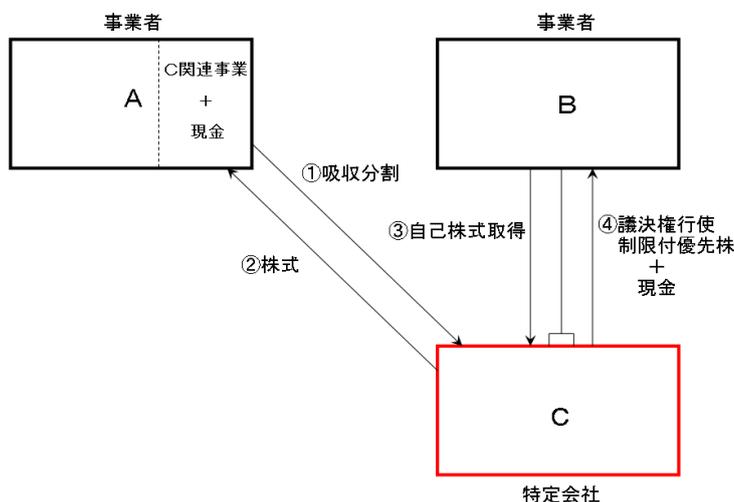
買主（A）が、売主（B）のノンコア事業に属する完全子会社（C）の株式を取得する取引を例にとると、従来の実務からすれば、AがBからCの株式を取得するという方法が最もシンプルな形態といえます。

これに対し、例えば、①AがCの事業と関連して特定事業再編計画の要件を満たすA

Client Alert

の事業及び一定の現金を、特定事業再編計画の認定を受けて特定会社となったCに対して吸収分割の方法により承継し、②Aは吸収分割の対価としてCの株式の交付を受け、その後、③CがBの保有するCの普通株式を自己株式として取得し、④Cが、当該自己株式の取得対価として①の手続でAから取得した現金及びCの議決権行使制限付優先株式を、Bに対して交付する等のスキームが考えられます。これにより、Aは②で取得する株式の70%に相当する額を準備金として損金算入することができ、また、Bにおいても、③で受け取る現金の一部を配当収入として益金不算入とするメリットを受けられる可能性があります。

なお、産業競争力強化法は産業の新陳代謝の活性化を目的としていますので、税務上のメリットのみを目的とするような場合には特定事業再編計画の認定が受けられない可能性があります。そのため、上記のようなスキームを用いる場合には、売主による経営支援の継続等、特定事業再編計画の認定の要件を充足するよう検討が必要です。



いよいよ施行された産業競争力強化法について、M&A実務での益々の活用が期待されます。

なお、産業競争力強化法における事業再編促進税制の詳細については、当事務所 Tax Law Newsletter 2014年1月号 (Vol. 4) で詳細を解説しております。現在同 Newsletter の配信を受けられていない方で、配信をご希望の方は、当事務所広報担当 (mhm_info@mhmjapan.com) までご連絡ください。

弁護士 大石 篤史
 ☎ 03-5223-7767
 ✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

弁護士 栗原 宏幸
 ☎ 03-6266-8727
 ✉ hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com

弁護士 佐川 雄規
 ☎ 03-6266-8759
 ✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

Client Alert

9. ファイナンス・ディスクロージャー：

「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等の公表

2014年1月27日、金融庁は、「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」（「本改正案」）等を公表しました。

前回の本レターでお伝えしたとおり、金融庁は、2013年11月26日のノーアクションレターで、持株比率が過半数に満たない子会社に対する貸付けも、一定の要件のもとでは貸金業登録なく行うことができる余地を認めておりましたが、本改正案では、以下の2種類の貸付けも貸金業規制の適用除外とされております。

- ① 親会社及び子会社（実質支配力基準に基づく子会社（40%以上の議決権保有＋役員派遣等）も含まれます。）で構成されるグループ会社間で行われる貸付け
- ② 合弁事業における共同出資者から合弁会社（20%以上の議決権保有＋合弁契約）への貸付け

上記の適用除外規定におけるグループ会社等は、財務諸表規則における子会社・持分法適用関連会社の定義に類似しているものの、一致はしていません。したがって、例えば16%の議決権を保有し、実質影響力基準で持分法適用会社としている場合には、上記②の議決権保有要件を充たさないため、本改正案では当該持分法適用会社に対する貸付けは適用除外の対象となりません。

なお、本改正案は、2014年2月26日まで意見が公募され、2014年4月1日から施行される予定です。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

10. 中国・アジア： ミャンマー特別経済地域法の改正について

本稿作成時点においては対外的に広く公表されていませんが、2013年3月初旬にミャンマー国会に対して提出されていたミャンマー特別経済地域法（Myanmar Special Economic Zone Law）（「SEZ法」）の改正案が国会により承認され、同法が施行されました。

ミャンマーにおいては2011年制定のSEZ法及びダウェイ特別経済地域法という2つの法律が従前から存在していましたが、十分に活用されていなかったことから抜本的な法改正が待たれていたところ、今回SEZ法が改正され、ダウェイ特別経済地域法は廃止されました。

改正SEZ法は、ミャンマーにおける特定の指定地域における特定業種に対する投資又は開発業について、内国資本及び外国資本のいずれに対しても一定の優遇措置を設けています。改正SEZ法は日本が中心にプロジェクトを進めているティラワ地区の開発を念頭に置いていると言われており、同法の概要は以下のとおりです。

Client Alert

- ① **特別経済地域の設置**： ミャンマー政府職員で構成される中央体(Central Body)は、ミャンマーの連邦議会(Pyidaungsu Hluttaw)の許可を条件として、特定の特別経済地域を設置することができることとされています。
- ② **管理委員会(Management Committee)**： 特定の経済地域ごとの機関である管理委員会が組織され、管理委員会のメンバーは、特別経済地域全体を統括する中央体を選任することとされています。特定の特別経済地域において事業を行うためには、当該地域の管理委員会の許可が必要です。管理委員会の許可は、条件を充足している限り申請日から 30 日以内に発行されることと明文上定められております。
- ③ **自由区域(Free Zone)及び振興区域(Business Promotion Zone)**： 管理委員会は、特定の特別経済地域内を、自由区域と振興区域に分類することができることとされており、自由区域は、関税その他の税金の免除地域であり、振興区域における課税関係は一般ミャンマー国内と同じとされており、
- ④ **投資家への優遇措置**： 特別経済地域に投資を行う投資家に対しては、(i)事業開始から当初7年間(自由区域内)又は5年(振興区域内)の所得税免除や不動産の長期利用(最大50年及び最大25年の延長)が認められています。

改正 SEZ 法成立から 90 日以内に施行規則(Rules)が制定される予定であり、改正 SEZ 法の運用も含めて今後の動向を注視する必要があります。特に注目されるのは、特別経済地域の中では、どの事業に対して・どのような条件の下に管理委員会の許可がなされるのか(外資規制を含む規制が特別経済地域の中で緩和されるのか)という点です。なお、本稿は弊事務所が独自に行った改正 SEZ 法の非公式の英訳に依拠している点にご留意下さい。

弁護士 武川 文士 (シンガポールオフィス駐在)

☎ +65-6593-9752

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 文堂 友寛 (シンガポールオフィス駐在)

☎ +65-6593-9757

✉ tomohiro.bundo@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『株主総会の準備と運営～平成 26 年株主総会準備対策総合講座～』
※福岡での開催となります。
開催日時 2014 年 2 月 14 日(金) 13:30～16:30
講師 菊地 伸
主催 株式会社商事法務
- セミナー 『アジア労働法カレッジ～ベトナム編～ “ベトナムの労働法制と労務

Client Alert

- 管理のポイント”』
- 開催日時 2014年2月19日(水) 14:00~17:00
講師 埜 晋
主催 一般社団法人 経団連事業サービス
- セミナー 『<改正案提出をうけ緊急開催決定！>監査等委員会設置会社の創設と社外取締役等の要件の厳格化等～会社法改正法案のコーポレート・ガバナンス強化に関する重要論点～』
- 開催日時 2014年1月23日(木)10:00~12:30
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『株主総会当日の運営と終了後の事務にかかわる基本概念』
- 開催日時 2014年2月19日(水) 13:30~16:30
講師 奥山 健志
主催 株式会社商事法務
- セミナー 『2013年度企業法務研究会「株主総会への実務対応』』
- 開催日時 2014年2月20日(木) 14:30~17:00
講師 菊地 伸
主催 財団法人中部生産性本部
- セミナー 『TKC 法律事務所実務セミナー2014 -2014年展望：会社法改正の影響とコーポレート・ガバナンスの実務対応-』
- 開催日時 2014年2月22日(土) 15:00~17:00、2月26日(水) 18:30~20:30
講師 野村 修也
主催 株式会社 TKC

文献情報

www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html

- 論文 「日本におけるアンチダンピング制度およびその近時の運用と今後の展望 -インドネシア産カットシート事案調査報告書の分析を通じて-」
- 掲載誌 NBL 1017号
著者 池田 毅(共著)、栗原 宏幸(共著)、羽深 宏樹(共著)
- 論文 「Google Books 訴訟においてフェアユースを認めたニューヨーク南部地区連邦地裁の判断について」
- 掲載誌 NBL 1019号

Client Alert

著者 松田 政行(共著)、増田 雅史(共著)

- 論文 「アジア諸国の民事訴訟制度～消費者対応をふまえて～ 第一回 中国」

掲載誌 ビジネス法務 Vol. 14 No. 1

著者 江口 拓哉(共著)、落合 孝文(共著)

- 論文 「論点検証 取締役会の運営(8) 取締役会が果たすべき監督機能」

掲載誌 ビジネス法務 Vol. 14 No. 3

著者 太子堂 厚子

- 論文 「平成 25 年独占禁止法改正の実務上の意義」

掲載誌 Business Law Journal 2014 年 3 月

著者 池田 毅

- 論文 「労働法制の改正に関する最近の動向」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol. 26 No. 1

著者 大野 志保

- 論文 「[会社法務] 虚偽記載についての「相当の注意」」

掲載誌 企業会計 Vol. 66 No. 2

著者 太子堂 厚子

- 論文 「福生ふれあいの友(未払賃金等請求)事件(東京地裁立川支部 平成 25. 2. 13 判決)」

掲載誌 WEB 労政時報 2014 年 1 月号

著者 島田 里奈

NEWS

- 大阪オフィス開設のお知らせ

当事務所は、大阪オフィスの開設を決定いたしました。

大阪オフィスには、国内案件だけでなく、中国・アジア・欧米を含むクロスボーダー業務において豊富な経験を有する弁護士が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A・コーポレート・アジア進出・ファイナンス・知財等の幅広い分野のリーガルニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーのM&Aやアジア進出等の業務につきましては、北京・上海・シンガポール・バンコクに加え、このたび開設するヤンゴンオフィスを含めた当事務所の各海外拠点、及びその他の国の提携法律事務所と密に連携をとりながら、関西地区のクライアント

Client Alert

の皆様充実した最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

大阪オフィスの開設については、2014年4月1日（火）を予定しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、当事務所ホームページにて改めてお知らせいたします。

※ 大阪オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

▶ ヤンゴンオフィス開設のお知らせ

当事務所は、ヤンゴンオフィスの開設を決定いたしました。

ヤンゴンオフィスには、ファイナンス・コーポレート／M&Aの各分野で豊富な経験を有し、特にミャンマー案件の経験が豊富なパートナー弁護士が駐在することに加え、日本人弁護士（アソシエイト）が常駐いたします。また、これまでどおり、東京・シンガポール・バンコクをはじめとする各オフィス・デスクにおいても、ミャンマー案件の豊富な経験を有する弁護士がクライアントの皆様をサポートいたします。

ヤンゴンオフィスの開設については、現在ミャンマー政府当局に対する申請手続を行っており、2014年春のスタートを目指しております。開設日、開設場所等の詳細が決まりましたら、当事務所ホームページにて改めてお知らせいたします。

▶ 各種ランキングにて1位を獲得しました

当事務所は下記のランキングにて1位を獲得いたしました。

- ブルームバーグ：2013年日本M&Aリーゲテーブル（件数順ランキング）
- トムソン・ロイター：M&Aリーガル・アドバイザー（2013年の日本企業関連の公表案件の件数順ランキング、完了案件の金額順・件数順ランキング）
- トムソン・ロイター：2013年資本市場リーガルアドバイザーレビュー（日本における普通株式の発行体側のリーガルアドバイザーランキング）
- マージャーマーケット：2013年リーガル・アドバイザーのグローバルM&Aリーゲテーブル（日本における件数順ランキング）

▶ Who's Who Legal - The International Who's Who of Banking Lawyers 2014 - にて高い評価を得ました

Who's Who Legal - The International Who's Who of Banking Lawyers 2014 - に、当事務所の佐藤正謙弁護士、松村祐土弁護士が選ばれました。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com